

建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様（案）

1. 目的

兵庫県土木部では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進める。その一環として、男女ともに快適に使用できる「快適トイレ」の導入を推進する。

「快適トイレ」は、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレとする。

2. 対象工事

兵庫県土木部所管の全ての土木工事を対象とする。

3. 仕様

快適トイレの仕様は以下（１）～（３）のとおり。

「（１）快適トイレに求める機能」「（２）快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとし、「（３）推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものとする。

（１）快適トイレに求める機能

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- エ 鏡付きの洗面台
- オ 便座除菌シート等の衛生用品（工事期間中常備）

（３）推奨する仕様、付属品

- ア 室内寸法 **900×900mm** 以上（半畳程度以上）
- イ 擬音装置
- ウ フィッティングボード
- エ フラッパー機能の多重化
- オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

5. 提出書類

受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、快適トイレチェックシート(協議)を作成し、工事契約後、仕様が確認出来るパンフレット・見積書等の資料とともに提出し監督員と協議を行うものとする。

工事完了後、快適トイレ設置実績報告書と写真データをあわせて監督員に提出すること。

6. 積算

最終変更設計時に共通仮設費の営繕費に計上し、変更契約する。

受注者から提出された見積をもとに通常トイレ(10,000円/基・月)との差額を計上する。

51,000円/基・月を上限とする。

運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているものとする。

男女別で設置した場合は、2基まで費用計上できる。

附則

令和2年4月1日以降に入札公告する工事に適用する。

令和6年4月1日一部改定

令和7年2月1日以降に入札公告する工事に適用する。